

お客様各位

2019年9月2日

一般社団法人日本 PMO 協会（NPMO）では、消費税転嫁対策措置法の総額表示義務の特例により、ホームページ上では一部サービスを除き、8%の税抜価格を表示させていただいております。

この度の消費税法改正により、消費税が2019年10月1日から10%に変更になります。2019年10月1日以降にご提供する各種サービス（公開研修、対面研修、e-ラーニング等）につきましては、お申し込み手続き時に新消費税率10%が適用されますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

これに伴い、弊社における消費税の取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

● **公開研修、対面（講師派遣・オンサイト）研修について**

- ・ **開催終了日が2019年9月30日までの研修について：**
旧税率（8%）適用
- ・ **2019年10月1日以降にご提供する研修について：**
新税率（10%）適用

● **e-Learning サービスについて**

- ・ **利用開始および開始希望日が2019年9月30日までのコースについて：**
旧税率（8%）適用
- ・ **2019年10月1日以降に受講開始となるについて：**
新税率（10%）適用
※「PDU取得シリーズeラーニングコース」につきましては、2019年9月26日以降にお申込みいただいたものは2019年10月1日以降のコース開講（納品）となりますため、新税率10%が適用されます

なお、弊社にて新税率への対応を行う都合上、9月30日午前9時より下記対応を実施いたします。

- ・ **クレジットカード決済後、即受講可能となる一部のeラーニングコースについて：**
2019年9月30日午前9時に、クレジットカード決済のご利用を一時的に停止いたします。お支払いは銀行振込のみお受けし、コースの開講（納品）は2019年10月1日以降とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2019年 消費税法改正に伴う対応について



ご不明な点などがありましたら、営業担当または下記までお問合せくださいませ。

一般社団法人日本PMO協会

Mail : info@npmo.org

Tel : 050-3631-2610 (NTT-Com IP Phone)

平日 9時～17時 (土日祝日・年末年始休暇などを除く)

※研修等で不在にしている場合は、すぐにお電話に出られない可能性がございます。その際はお手数ですが、留守番メッセージを残していただけますと、折り返しご連絡させていただきます。また、お急ぎの場合には上記メールアドレス宛てにご連絡くださいますようお願い申し上げます。